

令和5年9月27日

令和5年第3回神奈川県議会定例会

# 総務政策常任委員会報告資料

( その 1 )

政 策 局

## 目 次

	ページ
1 「神奈川県広報戦略」の改定骨子案について……………	1
2 ヘルスケア・ニューフロンティアの推進について……………	4
3 神奈川版ライドシェア（案）の検討について……………	5
4 「県西地域活性化プロジェクト」の改定について……………	7
5 湘南国際村センターのホームページ改ざん及び運営会社に関する偽情報の メール配信について……………	10
6 県内米軍基地を巡る状況について……………	11

## 1 「神奈川県広報戦略」の改定骨子案について

### (1) 趣旨

必要とする情報が、必要なときに手に入り、県民に、安心感・信頼感・満足感を持ってもらうことができる広報の実現に向けて、令和元年7月に広報戦略を改定した。

その後、新型コロナウイルスの蔓延に伴い、より複雑化した県政課題について、分かりやすくタイムリーに伝えるためには、広報のありかたを検討する必要がある。

そこで、今年度から立ち上げた「広報戦略検討委員会」における議論を踏まえて、次期広報戦略改定に向けた骨子案を取りまとめた。

### (2) 現戦略の成果と課題

#### ア 成果

新型コロナウイルス感染症対策等の情報について、SNSなど複数の広報媒体を活用し、正確かつ速やかな情報発信を行った。

その結果「県民が知りたい」、「県として知らせたい」情報が、効果的かつ効率的に「伝わる」広報を展開することができた。

#### イ 課題

県が作成するポスター、チラシ等の広報物が、一目で県民に伝わる様、職員のスキルを高める必要がある。

また、デジタル化の推進や多様化するSNSなど、変化するメディア環境を活用した広報を行っていく必要がある。

さらに、「ただ伝わる」だけでなく、受け手がその情報を「自分事化」することにより、その先の「行動」に繋がる広報を実現する必要がある。

### (3) 基本的な進め方

#### ア 「広報戦略検討委員会」の設置

民間事業者や外部有識者等との意見交換を通して、実効性のある「県民目線の広報」を実現することを目的に、今年7月に設置し、第1回検討委員会を8月7日に開催した。

＜第1回検討委員会における委員からの意見＞

- ・ 県民の行動変容に繋げるには、送り手である県が「県民目線」になって発信すべき。
- ・ インナーブランディング等によって、広報の軸を作り、県庁内で同じ方向に向かって情報発信すべき。
- ・ デジタル化が進み専門的知識等も必要になることから、積極的に外部スキルも活用していくべき。
- ・ 静止画による広報だけでなく、これからは動画（ショート）も活用していくべき。

#### イ 障がい当事者等へのヒアリングの実施

障がい当事者や子育て中の女性、学生など幅広い層の方を対象に、情報の取得方法や県の広報等についてヒアリングを実施。

＜実施結果＞

- ・ 積極的に県政情報を取りに行くことは少ない。
- ・ 普段の情報取得は、子育て中の女性や学生はインスタグラムなどのSNSやネットニュースが中心で、障がい当事者は関連施設の職員等を通じた形が多い。
- ・ 県の発信する情報は信頼性が高い（特に災害時等）。

### (4) 改定の方向性

- ・ メディア環境の変化を踏まえたうえで、障がい当事者等を含めたあらゆる主体や世代の特性等を考慮した広報の実現。
- ・ 情報の受け手が、受け取った情報を「自分事化」することで、その先の行動変容に繋がるような広報の実現。
- ・ 広報の軸を作り、組織内で同じ方向を目指す広報の実現。

## (5) 改定の概要

### ア 取組期間

令和6年度から令和9年度までの4年間とする。

### イ 骨子案

#### (ア) はじめに

- a 改定の趣旨
- b 広報を取り巻く環境
- c 取組期間

#### (イ) 現状と課題

#### (ウ) 基本的な方向性

- a 広報展開における二つの柱
- b 具体的な取組
  - (a) 緊急・災害時等における情報発信強化
  - (b) 「情報発信力」の強化
  - (c) 報道（メディア対応力）の強化
  - (d) 情報発信のための体制整備と制度運用
  - (e) 職員の対応力のアップ
  - (f) 市町村関係団体等との連携

## (6) 今後の予定

- |           |                         |
|-----------|-------------------------|
| 令和5年10月   | 第2回広報戦略検討委員会にて、素案の検討    |
| 12月       | 第3回県議会定例会に「広報戦略（素案）」を報告 |
| 12月中旬     |                         |
| ～令和6年1月中旬 | 県民意見募集の実施               |
| 2月        | 第1回県議会定例会に「広報戦略（案）」を報告  |
| 3月        | 「広報戦略」を改定               |

## 2 ヘルスケア・ニューフロンティアの推進について

超高齢社会を乗り越え、様々な社会的課題の解決に取り組んでいくために、ヘルスケアの分野で「最先端医療・最新技術の追求」と「未病の改善」という2つのアプローチを融合させ、持続可能な新しい社会システムを創造していく。

### (1) 未病（ME-BYO）

#### ア ME-BYOスタイルアンバサダーミーティングの開催

仕事や子育て等で忙しい20～40代の女性をメインターゲットに、手軽にできる「未病の改善」の方法を日常生活に取り入れたライフスタイルとして「ME-BYOスタイル」を発信しており、この取組を推進するためアンバサダーミーティングを開催した。

- ・開催日 令和5年7月26日（水）
- ・参加者 ME-BYOスタイルアンバサダー※ 18者  
※ヨガのインストラクターや健康運動指導士、管理栄養士など食や運動に精通している、個人及び企業。
- ・主な内容 未病に関する説明及び、女性向けに未病改善の取組を普及するための企画等について意見交換を行った。

### (2) 最先端医療・最新技術

#### ア ヘルスケア・ニューフロンティア・ファンド

医療や福祉・介護における社会的課題の解決につながるベンチャー企業を支援するヘルスケア・ニューフロンティア・ファンドについて、当該ファンドの運営者が、介護事業者向けリハビリ支援ソフトを提供する企業等、投資先企業の活動内容等の詳細をレポート（2022年版）として取りまとめた。これを受けて、今後、より県民に分かりやすく投資先企業の進捗状況等を県ホームページで情報提供していく。

### (3) ヘルスケア・ニューフロンティアの国際展開

#### ア 知事の米国訪問

令和5年7月16日（日）から22日（土）にかけて、知事が米国を訪問し、覚書を締結しているスタンフォード大学医学部との共催シンポジウムに出席するとともに、高齢化に関する研究機関等において、ヘルスケア・ニューフロンティア政策に関する講演を行い、ライフサイエンス分野に関する産学公連携強化を図った。

### 3 神奈川県ライドシェア（案）の検討について

#### (1) 検討経緯

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、社会経済活動の活性化やインバウンドの回復などに伴い、タクシー需要が増加する一方で、高齢化やコロナ禍などの要因により、タクシー運転手の急激な減少が進んでおり、昨今の人手不足からタクシー運転手を募集しても集まらない状況がみられる。

こうした中、一部の県内観光地等でタクシー不足が生じているとの指摘もあり、自家用車の活用など地域の移動ニーズへの対応策を検討する必要がある。

#### (2) 現行制度の状況

##### ア 道路運送法における自家用有償旅客運送制度

道路運送法上、自家用自動車は、原則「有償で運送の用に供してはならない」とされているが、運送主体が市町村やNPO法人などの場合に限るなど、一定要件の下で、交通空白地等における地域住民及び観光客等の有償運送が可能とされている。

##### イ 国家戦略特区による規制緩和

アに記載の交通空白地等での観光客等の有償運送については、従前は道路運送法で許可されていなかったが、国家戦略特区を活用して規制緩和が認定された事例が県外で2地域ある。現在は、令和2年の道路運送法改正により、一定要件の下で、自家用自動車による観光客等の運送が可能となっている。

#### (3) 検討の方向

タクシー不足は地域により状況が異なることや、利用者の安全確保のためにタクシー会社の協力が不可欠であることを踏まえ、「神奈川県ライドシェア（案）」として、タクシー需要に対して供給が足りないエリアや時間帯に限定し、一般ドライバーが自家用車を使って有償で乗客を運ぶことを想定した取組を検討する。

### <神奈川版ライドシェア（案）のポイント>

- タクシー会社による運行管理
- 時間帯、地域限定
- 一般ドライバー
  - ・ タクシー会社が面接の上登録・研修
  - ・ 利用者による評価制度
- 使用車両（自家用車）
  - ・ タクシー会社が車両を認定し、安全管理を実施
  - ・ ドライブレコーダーや配車アプリ、任意保険等を実装

※ 取組の実施に当たっては、道路運送法における自家用有償旅客運送や国家戦略特区制度の活用を検討

#### (4) 今後の取組

タクシー不足や地域の移動ニーズの現状について、タクシー会社や市町村などの関係者と意見交換を行い、課題の共有を行った上で、具体的な対応策を検討する。

また、検討に当たっては、政策局及び県土整備局が中心となり、国際文化観光局や産業労働局など関連局とともに進める。



## 4 「県西地域活性化プロジェクト」の改定について

### (1) 改定の趣旨

#### ア 現行プロジェクトの概要

県西地域活性化プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）は、都心に近く、地域の多彩な恵みを享受しながら、住み、働くことができる県西地域の特性を活かし、「新たな日常」と未病改善のライフスタイルを実践する「かながわ県西ライフ」をめざすすがたとして、市町、県、団体、企業をはじめ、地域が連携、協力して策定し、令和3年度から令和5年度までを計画期間として、推進している。

#### (ア) プロジェクトのめざすすがた

時代をリードする贅沢なくらし「かながわ県西ライフ」  
～新たな日常×未病改善のライフスタイル～

#### (イ) プロジェクトの取組みの重点

- ・ 移住・定住の促進
- ・ 関係人口の創出
- ・ 交流人口の増加

#### イ 主な成果

「住む」「働く」「楽しむ」「育む・学ぶ」「つながる」の5つの分野で12の個別プロジェクトを掲げ、移住相談の実施や広域ワーケーションの実施に取り組んだことに加え、コロナ禍においてテレワークが普及するなど働き方が見直されたことにより地方移住への関心が高まり、令和3年には県西地域全体の人口が社会増（転入超過）となるなど、一定の成果が生まれた。

#### ウ 課題

これまでの取組み等により、県西地域全体の人口が社会増となる一方で、個別の市町について見ると、未だに転出超過の市町があるほか、地域の人口減少傾向も続いている。

#### エ 改定の必要性

将来にわたり県西地域の活力を維持していくためには、引き続き、地域が一体となって活性化に取り組む必要性があることから、市町や民間の意見を踏まえて改定する。

なお、改定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の流行がもたら

したテレワークの普及等の状況や、デジタル技術の更なる進展への対応等を踏まえる必要がある。

#### オ 県西地域活性化推進協議会（令和5年3月）での主な意見

- ・ 県西地域に移住した方は、具体的に移住先の市町を決めてから来る方もいるが、静岡県東部から神奈川県西部くらいで良いところがないか探し、結果的に良い物件があったから移住したというような方が多いと思う。地域全体の魅力を改めて出していくことの重要性を感じた。
- ・ 県西地域の魅力として、都心から近く、豊かな森林や清澄な水があり、そういうところで子育てをしたいという方も多いのではないかと。様々な観点から、2市8町それぞれの特徴ある取組みに力を貸してほしい。

### (2) 改定の概要

#### ア 計画期間

令和6年度から令和8年度までの3か年

#### イ 対象地域

小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町及び湯河原町の2市8町

#### ウ 計画の位置付け

県の総合計画を補完する特定課題に対応した個別計画とする。

#### エ 改定の方向性

- ・ 移住・定住の更なる促進を行う。また、そのために、移住につながる関係人口の創出や交流人口の増加についても引き続き取組みを行う。
- ・ 地域の魅力を高める、地域住民（定住者）の健康長寿を図る観点から、未病改善の取組みについて、引き続きプロジェクトに位置付ける。

## オ プロジェクトの構成

柱	個別プロジェクト
住む	①移住・定住の更なる促進強化
	②未病改善の拠点活用・実践の促進
	③持続可能な循環型の地域づくり
働く・楽しむ	④多様な働き方ができる地域づくり
	⑤地域の魅力を生かした仕事の創出
	⑥暮らしを支える仕事と産業の基盤づくり
	⑦地域のオンリーワンの魅力の活用・発信
育む・学ぶ	⑧次の世代につながる環境の整備
	⑨地域資源を活用した多様な学びの提供
つながる	⑩人のつながりを生かした交流の推進・課題への対応
	⑪周遊促進による地域のつながり強化
	⑫交通ネットワークの整備・活用の推進

### (3) 今後の予定

- 令和5年11月 県西地域活性化推進協議会においてプロジェクト（素案）を協議
- 12月 第3回県議会定例会へプロジェクト（素案）を報告  
プロジェクト（素案）パブリックコメント実施
- 令和6年2月 第1回県議会定例会へプロジェクト（案）を報告
- 3月 県西地域活性化推進協議会においてプロジェクト（案）を協議・改定

## 5 湘南国際村センターのホームページ改ざん及び運営会社に関する偽情報のメール配信について

### (1) 概要

#### ア 発生の状況

令和5年9月1日に、湘南国際村センターの管理・運営を行っている、株式会社湘南国際村協会が運営するホームページが改ざんされ、「株式会社湘南国際村協会（湘南国際村センターの運営元）の破産について」といったタイトルで、事実と異なる情報が表示された。また、同内容の電子メールの送信も確認された。

#### イ 偽情報の内容

湘南国際村センターのホームページには「近年の経済不況による業績悪化のため株式会社湘南国際村協会は2023年8月31日付けで破産手続きを開始しました。」という情報が表示された。

### (2) 原因及び被害の状況

#### ア 原因

何者かがメールマガジン配信用のWebプログラムを介して侵入し、ホームページを改ざん、一時的にサーバー内に記録があったメールアドレスに偽メールが送信された。

#### イ 被害の状況

偽メールの送信及びホームページの改ざんの他に、一時的にサーバー内に記録されている約4,000件のメールアドレス、顧客の氏名、会社名が閲覧できる状況にあった。

### (3) 対応について

ホームページサーバーの脆弱性のあるプログラムを削除するとともに、サーバー内に残っていた全ての個人情報の削除を行い、安全性を確認したうえで復旧するとともに、湘南国際村協会から、県警察本部サイバー犯罪捜査課及び所轄の葉山警察署に相談した。

### (4) 今後について

直近に利用予定の顧客など一部の顧客等には謝罪を始めている。今後偽メールの送信先等の詳細が判明次第、関係する顧客等に謝罪予定。

## 6 県内米軍基地を巡る状況について

### (1) 厚木基地及び横須賀基地でのPFOS等流出に係る採水調査結果等

#### ア 概要

令和5年7月10日、防衛省から、厚木基地及び横須賀基地でのPFOS等流出に係る採水調査結果等について、情報提供があった。

#### イ 情報提供の概要

- 採水調査結果（PFOS+PFOA合計値 暫定目標値50ng/L）

R4. 10. 6 採水	県	国	米軍
厚木基地内調整池	540 ng/ L	910 ng/ L	742 ng/ L

※1 PFOS等が流入した調整池の2か所で採水したうちの最大値

※2 調整池内の水は採水調査後に粒状活性炭フィルターで浄化した  
(浄化後は最大4.8ng/Lに低減したことを米軍が確認)

R4. 12. 15 採水	横須賀市	国	米軍
横須賀基地周辺水域	2.5 ng/ L	3.2 ng/ L	不検出

※ 排水処理施設周辺の提供水域の3か所で採水したうちの最大値

- 採水結果と併せて、厚木基地における泡消火薬剤の放出量（約7,000リットル）等の情報提供があり、また、回収したPFOS等を含む泥等の処分を適切に進めているとの説明もあった。
- 横須賀基地における流出については、米軍は現在粒状活性炭フィルターで排水処理施設からの排水を浄化するとともに原因調査を実施しているが、流出原因の特定は困難な状況との説明があった。

#### ウ 県の対応

令和5年7月10日、防衛省に対し、次のとおり口頭で要請した。

- 環境事故の再発防止策の徹底
- 今後の自治体による立入調査の円滑な実現及び調査結果の早期公表
- 厚木基地において回収したPFOS等を含む泥等の適正処分及び処分までの間の万全な漏出防止対策
- 横須賀基地における周辺への影響が生じないような万全の対策
- 引き続き、米軍基地のPFOS等に関する適時適切な情報提供

#### エ 参考：これまでの主な経緯（報告済）

##### （厚木基地）

令和4年9月25日 9月24日夜、厚木基地内の格納庫から泡消火薬剤が放出された旨、米軍から国に通報。泡消火薬剤は、基地内の調整池へ流れた。その後、泡消火薬

剤にPFOS等を含んでいることが判明。

10月6日 環境補足協定に基づき、国、県、大和市及び綾瀬市が厚木基地への立入調査を実施。基地内の調整池で、県、国、米軍が採水調査を実施。

#### (横須賀基地)

令和4年6月30日 横須賀基地内の排水処理施設の排水からPFOS等を検出。その後、米軍が12月までに10回採水調査を行い、最大で12,900ng/LのPFOS等を検出。

12月15日 環境補足協定に基づき、横須賀市及び国が横須賀基地への立入調査を実施。排水処理施設周辺の提供水域で横須賀市、国、米軍が採水調査を実施。

## (2) 厚木基地周辺の住宅防音工事等対象区域の見直しに向けた調査

### ア 制度概要及び経緯

国は「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、昭和54年以降、厚木基地周辺において、騒音対策のため、住宅防音工事への助成、建物の移転補償等を行っており、一定以上の騒音が生じている区域を、住宅防音工事等の対象区域として定めている。

なお、同区域については4回（昭和56年、昭和59年、昭和61年、平成18年）区域の見直しが行われ、平成30年3月に空母艦載機部隊が厚木基地から移駐したことを受け、令和4年度以降、国が区域見直しに向けて騒音度調査を実施している。

### イ 今年度の状況

令和5年7月18日、防衛省から次のとおり情報提供があった。

- ・ 令和5年7月7日、令和5年度調査について委託先と契約した。
- ・ 調査項目は、基礎データ調査、予測検証調査、経路調査、飛行回数調査、地上騒音の継続時間調査。

## (3) 厚木基地における油漏れに関する基地内での説明

### ア 情報提供の概要

令和5年8月4日、厚木基地で油漏れが発生した事案（令和5年5月24日発生）について、厚木基地内において米軍から事故原因等の説明を受けた。

### イ 説明の概要

- ・ 発生現場は厚木基地北側の燃料タンク、航空機燃料約8,700ℓが流出（基地外への流出量は不明）

- ・ 流出原因は、人為的なミスにより、意図せずタンクに燃料が流入したこと、及び、燃料タンクのオーバーフロー防止に係る機器が適切に作動しなかったこと。
- ・ 再発防止策として、当該機器の部品交換、関係機器の一斉点検、作業手順の確認の徹底等の教育を行った。

#### ウ 県の対応

米側及び防衛省に対し、次のとおり、口頭で要請した。

- ・ 環境に影響を及ぼす物質の管理の徹底
- ・ 万が一、事故が発生した場合の適切な対応と迅速な情報提供

#### エ 参考：これまでの主な経緯（報告済）

- 5月24日 防衛省から厚木基地内の燃料ターミナルで油漏れが発生し、漏れた油は、排水路を通り、基地内の調整池に流れ、蓼川に流出した可能性がある、との情報提供があった。  
同日、県及び綾瀬市が蓼川の立川橋付近で油膜と油の臭いを確認したため、オイルマットを設置して油を回収。
- 5月25日 綾瀬市が立川橋の状況を確認し、油膜が確認されなくなったため綾瀬市立会のもと、米軍がオイルマットを回収。

### (4) 米軍基地等が所在する地域の財政措置等の拡充に関する特別要請

#### ア 概要

令和5年8月23日、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会※（略称：渉外知事会）が防衛省等の関係省庁に基地対策に関する要望※を行い、併せて財政措置等の拡充に関する特別要請を行った。

#### イ 特別要請の概要

- ・ 米軍基地等が所在する地域の新たな負担増等に関しては、地域振興策も含めた財政措置の新設、地域の負担に見合った十分な予算措置等、抜本的な負担軽減措置の拡充
- ・ 特定防衛施設周辺整備調整交付金、再編交付金等の既存の財政措置について、地元の実情に応じて柔軟に財政措置を講じることが可能となるよう、対象事業を拡大するなど制度の拡充

※ 渉外関係主要都道府県知事連絡協議会：米軍基地を抱える15都道府県で構成  
構成都道府県：神奈川県、青森県、長崎県、沖縄県、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、山梨県、静岡県、京都府、広島県、山口県、福岡県

※ 基地対策に関する要望：基地の整理、縮小及び早期返還の促進、日米地位協定の改定、国による財政的措置等の新設・拡充等について、防衛省、外務省等の関係省庁へ要請を行っているもの。

(5) 横須賀基地への米海軍巡洋艦の配備等

ア 情報提供概要

令和5年9月7日に、防衛省から、米海軍巡洋艦「シャイロー」が、横須賀基地を9月5日に出港し米本国へ帰還した、との情報提供があった。

イ 県の対応

防衛省に対し、艦船の配備等の適時適切な情報提供を要請。

※ シャイロー帰還後の横須賀基地（米第7艦隊）の米艦船の状況

空母ロナルド・レーガン	1隻
揚陸指揮艦	1隻
イージス艦（巡洋艦・駆逐艦）	11隻
合 計	13隻